

65歳になられた方へ
姫島村に住所を移された方へ

介護保険証をお渡しします

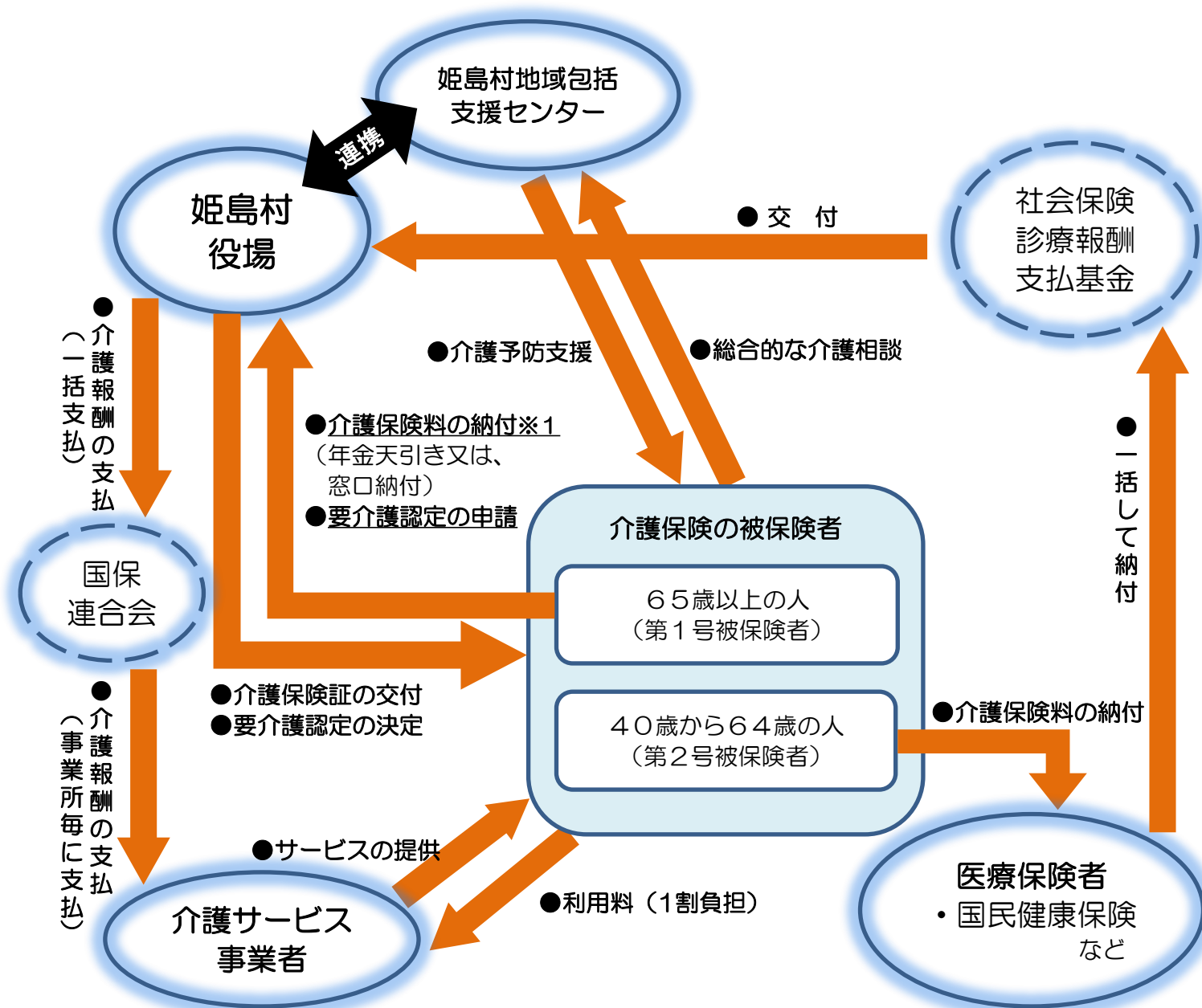
姫島村に住所がある65歳以上の方は、姫島村介護保険の第1号被保険者となります。

「介護保険被保険者証」は、介護サービスを利用するときに必要となりますので、大切に保管してください。

介護保険のしくみ

※1 姫島村における第1号被保険者の介護保険料は別表（PDFファイル）に記載しています。

介護保険はみんなで支え合う制度です



介護サービスを利用するまでの流れ

- ① **要介護認定申請をします** …… 役場の住民福祉課や、包括支援センターで申請等の相談を受けています。申請の際は、介護保険証をお持ち下さい。
- ② **訪問調査にお伺いします** …… 要介護度を判定するために、対象者の方の心身の状況等を聞き取り調査に伺います。
- ③ **認定審査会で判定をします** …… 訪問調査の結果と、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が、対象者の要介護度を判定します。
- ④ **認定結果を通知します** …… 役場から、要介護度を記した介護保険証と、認定通知をお渡しします。

(要介護度)

要支援1 軽

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5 重
- ⑤ **サービスの利用を開始します** …… 要介護度の認定を受けた方は、介護サービスを利用します。

介護保険制度について、ご不明な点は、役場の住民福祉課まで気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 87-2278 (住民福祉課)